

令和8年7月6日

奈良地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

奈良地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）については、申請受付期間内に当該地区において申請のあった事業者の車両数の合計が、当該地区の事業者全体車両数の5割を超えませんでした。

つきましては、当該地区における運賃改定の手続きを開始しないことといたしましたので、お知らせいたします。

●奈良地区

要請状況	要請件数（件）	要請車両数（両）	要請割合（％）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和8年4月3日	8	444	47.33	938
（3ヶ月経過日） 令和8年7月3日				

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係
電話：06-6949-6446